平成２７年（フ）第２１６号
栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち１丁目７番５号　サンハイツⅠ101、前住所栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち２丁目18番18号
債務者　高木　啓子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５６号
岡山県赤磐市可真上779番地
債務者　小山　淳子（旧姓大本）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９号
栃木県宇都宮市氷室町1712番地８　クローバーハイツ203
債務者　吉永　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７１号
岡山県玉野市田井４丁目６番36号
債務者　倉本　和久
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市児島塩生859番地１、旧住所岡山県倉敷市児島塩生154番地30
債務者　永長　里美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８２号
横浜市鶴見区寺谷２丁目15番１―206号
債務者　金城　政信
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２０号
東京都町田市能ヶ谷１丁目４番10号ｔ－Ｆ１ａｇ603
債務者　竹内　俊子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン５－１号棟106号
債務者　吉田　恵司
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０５号
横浜市都筑区二の丸３番３号　シャンドフルール101
債務者　藤本　恵美
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８１３号
東京都江戸川区北小岩８丁目５―18―202
債務者　田中　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８１４号
東京都中央区日本橋箱崎町33―１―202
債務者　山口　　巧
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８２８号
埼玉県戸田市笹目２丁目10―２―203
債務者　伊藤　響平
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８４８号
東京都東久留米市浅間町３丁目２－１
債務者　山口　　康
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１号
愛知県豊橋市弥生町字中原18番地４　207
債務者　中島　拓也
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３６２号
東京都多摩市落川1289番地の５
債務者　飯田　總子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部